

議第102号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>付 則 （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第12条の3 （略）</p>	<p>付 則 （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第12条の3 （略）</p> <p><u>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第12条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p>

- (1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に

規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第34条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた

第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第3項後段の規定による市民

税の所得割の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例）

第12条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例）

第12条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第

10項に規定する条約適用利子等については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下本項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項、付則第8条第1項、付則第8条の3第1項及び付則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項、付則第8条第1項、付則第8条の3第1項及び付則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民

10項に規定する条約適用利子等については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の5第1項の規定による市民税の所得割

税の所得割の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第34条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同

の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第34条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下本項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項、付則第8条第1項、付則第8条の3第1項及び付則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項、付則第8条第1項、付則第8条の3第1項及び付則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第3項の規定に

約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第12条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第36条の3から第37条まで、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項前段、第37条、第37条の2第1項並びに付則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の5第3項後段の規

よる市民税の所得割の額の合計額」と、第37条の2第1項中「第34条第4項」とあるのは「付則第12条の4第4項」とする。

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第12条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの

定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第12条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出され

及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に本項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

たもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高山市税条例付則第12条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。